

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	株式会社ニッスイ
【英訳名】	Nissui Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 田 中 輝
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員 山 本 晋 也
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員田中輝及び取締役専務執行役員山本晋也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社42社並びに持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社21社及び持分法適用非連結子会社1社並びに持分法適用関連会社22社については、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係わる内部統制の評価範囲については、当社グループが水産事業・食品事業・ファイン事業・物流事業を主とした複数事業を営んでいることから、売上が事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、全社的な内部統制評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の連結会社間取引消去後売上高の金額が高い拠点から合算していき連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点とした。

選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きくかわる勘定科目は、当社グループの主たる事業活動が水産事業・食品事業・ファイン事業における製品及び商品の販売や物流事業等での役務の提供であることから、収益獲得活動に関連する売上高、売掛金及び棚卸資産が適切であると判断し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価対象として選定した。なお、上記の業務プロセスのうち、重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスは評価対象としていない。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセスを個別に評価対象として選定した。その結果、棚卸資産評価、固定資産減損に係る業務プロセス等複数の業務プロセスを選定している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。